

丸太筋工等簡易施設整備計画業務特記仕様書

(平成 29 年 3 月 24 日付け農林水第 31 - 731 号)

〔沿革〕令和 2 年 9 月 18 日付け農林水 31 - 299 号

・目的

保安林改進黨業等の実施にあたって事業対象区域内の表層土流出の状況を調査し、簡易施設（丸太筋工等）の整備計画を行う事を目的とする。

・調査・計画手順

1. 外業

踏査

事業対象区域の周囲測量及び標準地調査業務作業中において、その周辺の表層土流出状況を把握するための調査を行う。

なお、上記『その周辺』とは、周囲測量の場合、測線より事業対象地側に林床の状況が確認できる範囲（幅 10m 程度）、標準地調査の場合は、標準地の位置測量の測線両側の林床の状況が確認できる範囲（各幅 10m 程度）及び標準地設定測線から林床の状況が確認できる範囲（幅 10m 程度）の外周の範囲を指す。

整備検討

- ・根系が露出しているまたは小規模な山腹斜面の崩落等表層土の流出が著しい箇所において、丸太筋工等簡易施設の整備中心を決定し測量杭を打設する。
- ・監督員との協議により簡易施設が必要となれば、ポケットコンパス等で位置測量を行う。
（測量手間は位置測量として計上。施設等整備計画の歩掛りには対象外。）
- ・簡易施設の整備位置の状況写真（遠景、近景）を撮影する。
整備が必要でない、または整備が困難である場合は、その状況が判別できる状況写真（遠景、近景）を撮影する。

整備計画

- ・簡易施設整備計画中心から、等高線に平行となるように巻尺を張り、横方向の延長を決定する。
- ・簡易施設整備計画中心から、上部山腹斜面方向または下部山腹斜面方

向)に巻尺を張り、整備範囲及び簡易施設整備の間隔を決定して、その整備段数・総距離を決定する。

- ・簡易治山施設の計画地点において、ポケットコンパス等により計画個所の斜度を測定する。

2. 内業

- ・外業にて監督員より位置測量を指示された場合は、簡易施設の整備計画始点までの測量野帳、座標計算書を作成し報告書にとりまとめる。
(測量野帳、座標計算書作成手間は位置測量の内業として計上。施設等整備計画の歩掛りには対象外。)
- ・簡易施設の計画提案を作成する。提案文章，計画中心杭名，段数，長さ，間隔，総距離，傾斜を報告書にとりまとめる。なお、取りまとめ方法は、別添様式による。
- ・簡易施設の計画提案資料として、状況写真(全景、近景)を報告書に添付する。計画提案には、全景写真に簡易治山施設の予定ラインを記入する。
整備が必要でない、または整備が困難である場合については、提案文書(取り組み方針等)及び状況写真を添付する。
- ・森林整備調査等業務委託特記仕様書の指定レイヤに基づき、平面図に簡易施設の計画を作図(追記)する。また、この計画に施工No，段数，延長，総延長の旗揚げを作図(追記)するものとする。
- ・森林整備調査等業務委託特記仕様書の指定レイヤに基づき、簡易施設の標準図を作成する。
- ・外業にて監督員より位置測量を指示された場合は、簡易施設の整備計画始点までの位置測量ライン及び測点と整備計画開始測点を平面図に作図する。
(位置測量ライン及び測点と計画開始測点の作図は位置測量の内業として計上。施設等整備計画の歩掛りには対象外。)